

# 新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム 開催要綱

## 1. 背景

新たな地域医療構想について、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討することを目的に、新たな地域医療構想等に関する検討会を開催している。

精神医療については「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(平成26年厚生労働省告示第65号)等により、精神障害者の退院促進及び地域移行・地域生活支援、精神科病院における病床の適正化及び機能分化等の施策を推進してきた。

現行の地域医療構想において精神病床に関する将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告は行われていないところ、これまでの精神医療に関する施策を踏まえ、新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等について具体的な検討を行うべく、有識者の参集を得て本プロジェクトチームを開催するものである。

## 2. 検討事項

- (1) 新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題について
- (2) その他

## 3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

## 4. 運営

- (1) 本プロジェクトチームの議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 本プロジェクトチームは、厚生労働省医政局長及び社会・援護局障害保健福祉部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (5) 会議資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (6) プロジェクトチームの庶務は、厚生労働省医政局地域医療計画課及び社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において処理する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する  
検討プロジェクトチーム  
構成員名簿

家保 英隆	全国衛生部長会長 / 高知県理事 (保健医療担当)
岩上 洋一	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
尾形 裕也	九州大学 名誉教授
北村 立	一般社団法人日本公的病院精神科協会 会長
吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会 会長
小阪 和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 代表理事
櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会 常務理事
藤井 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部長

(五十音順、敬称略)